

別表第1（第3条関係）

旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分

旅行命令権者	権限の受任者	範 囲	
		旅 行 命 令	旅行依頼
東京学芸大学 学 長		役員及び権限の受任者（各附属学校長を除く。）	当該部局の業務に係る役職員以外への旅行依頼
	総合教育科学系長	総合教育科学系に所属する職員	
	人文社会科学系長	人文社会科学系に所属する職員	
	自然科学系長	自然科学系に所属する職員	
	芸術・スポーツ科学系長	芸術・スポーツ科学に所属する職員	
	教職大学院長	教職大学院に所属する職員	
	事務局長	事務局に所属する職員	
	経営企画室長	経営企画室に所属する職員	
	監査室長	監査室に所属する職員	
	附属図書館長	附属図書館に所属する職員	
	各機構長	各機構に所属する職員	
	各施設長		
	附属学校統括を所掌する副学長	附属学校運営部長，附属学校運営参事，各附属学校長	
	各附属学校長	各附属学校に所属する職員	

別表第 2（第 18 条関係）

内国旅行の移転料

区 分	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満
役員の職務にある者又は 役員と同等である者	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
上記以外の者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円

区 分	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上
役員の職務にある者又は 役員と同等である者	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
上記以外の者	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考 上限額とする。

別表第3（第28条関係）

外国宿泊料等（現地交通費含む）（1夜につき）

区 分	指定都市	甲 地 方	乙 地 方
役職員及び役職員以外の者	29,700 円	25,000 円	20,100 円

備考

1. 表中の指定都市とは、次に掲げる地域とする。

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ボストン、シカゴ、ホノルル、ジュネーブ、ロンドン及びパリ

2. 表中の甲地方とは、次に掲げる地域とする。

北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

3. 表中の乙地方とは、次に掲げる地域とする。

指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）

4. 各地域は次のとおりとする。

「北米地域」 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

「欧州地域」 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、キプロス及びマルタ並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

「中近東地域」 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、シリア、トルコ、ヨルダン及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

別表第 4（第 29 条関係）

外国旅行の移転料

区 分	100km 未満	100km 以上 500km 未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以 上 1,500km 未満	1,500km 以 上 2,000km 未満
役員の職務にある者 又は役員と同等である者	141,000 円	188,000 円	269,000 円	338,000 円	425,000 円
上記以外の者	116,000 円	154,000 円	220,000 円	276,000 円	348,000 円

区 分	2,000km 以 上 5,000km 未満	5,000km 以 上 10,000k 未満	10,000km 以 上 15,000km 未満	15,000km 以 上 20,000km 未満	20,000km 以 上
役員の職務にある者 又は役員と同等である者	521,000 円	575,000 円	628,000 円	680,000 円	734,000 円
上記以外の者	428,000 円	471,000 円	514,000 円	556,000 円	601,000 円

備考 上限額とする。

別表第 5（第 23 条，第 32 条関係）

項 目	支給の対象	金 額
旅行雑費	1. 旅行者の予防注射料及び感染症検査料 2. 旅券の交付手数料及び査証手数料 3. 外貨交換手数料 4. 入出国税 5. 旅客サービス施設利用料及び旅客保安サービス料 6. 航空券等の発券手数料及び配送料 7. 航空券の座席指定料 8. 有料道路利用料及び有料駐車場利用料	実費額

備考

1. 予防注射料については，入国のための義務であるものに限る。ただし，旅行命令権者が必要と認めたものについては，この限りではない。
2. 感染症検査料については，国，用務先等が検査を義務としている場合に限る。ただし，旅行命令権者が必要と認めたものについては，この限りではない。

別表第 6（第 33 条関係）

死亡手当

区 分	死 亡 手 当
役員の職務にある者又は役員と同等である者	640,000 円
上記以外の者	580,000 円